

3 残した財産等で生活を維持する仕組みは？

(相続した後の生活の収支のシミュレーション、生活を維持する仕組み作り)

【相続した後の生活の収支のシミュレーション】

親なき後の「障害のある子」の問題については、遺言書で引き継ぐ財産が決まれば解決という訳ではなく、親なき後の生活資金の確保、財産管理の仕組み等について考えておくことが重要です。

まずは、現時点で想定できる限りで、生活の収支のシミュレーションを検討してみましょう。

<収入> 障害基礎年金・心身障害者福祉手当等、施設等での就労収入 等

<支出> 飲食費、水道光熱費、通信費、交通費、健康保険等の保険料、税金(固定資産税等)、日用品費 等

【生活を維持する仕組み作り】

生活の収支のシミュレーションができたとしても、きちんとその通りに生活を維持する仕組み作りが必要です。また、困ったときに手を差し伸べてくれる周囲や行政などの接点をつくるておく必要があります。

サポートの仕組みとしては、「障害のある子」の状態等に応じて、①地域の社会福祉協議会によるサポートや②法定後見制度の利用などの方法が考えられます。また、法定後見制度を利用する場合において、③後見制度支援預金という仕組みがあります。なお、法定後見制度については、一度その制度を適用することになると、途中でやめることができないという点に留意が必要です。

① 地域の社会福祉協議会によるサポート

地域の社会福祉協議会により、各種サポートを受けることができます。詳しくは、お住いの地域の社会福祉協議会にお問い合わせください。

<例> 東京都大田区の場合

- (1) 日常生活を送る上で困っていることのある方が、日常の家事等のちょっとしたお手伝いを提供するサービス。
- (2) 生活上のちょっとした困りごとを、単発でサポートするサービス。
- (3) 登録制による無料の見守りサービス。

② 法定後見制度の利用

上記のような「地域の社会福祉協議会によるサポート」だけでは不安が残るという場合には、法定後見制度を利用する方法が考えられます。

法定後見制度は、家庭裁判所が「障害のある子」の成年後見人を選任し、選任後は成年後見人が「障害のある子」の財産管理や生活支援(身上監護)を担う制度です。

財産管理は、本人の財産の維持と管理を目的とするものであり、例えば、本人の口座から日常生活に必要な資金を本人に渡す等の行為が該当します。